

令和6年6月津山市議会定例会

議 案 書

議案等 番号	件名	ページ 数
議案 第5号	津山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	5
議案 第6号	津山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	7
議案 第7号	津山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
議案 第8号	津山市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資 産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	11
議案 第9号	歴史的資源を活用した施設の公共施設等運営権に係る実施方針 に関する条例	13
議案 第10号	津山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	17
議案 第11号	業務委託契約について	23
議案 第12号	消防ポンプ自動車の購入について	25
議案 第13号	工事請負契約について	27
議案 第14号	工事請負契約について	29
報告 第1号	市長が専決処分した「津山市税賦課徴収条例及び津山市都市計画 税条例の一部を改正する条例」について	31

津山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月10日提出

津山市長 谷 口 圭 三

津山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

津山市税賦課徴収条例（昭和30年津山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第32条の6第1項各号列記以外の部分中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄付金
第53条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

付則第4条の2を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第32条の6第1項の改正規定、付則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の津山市税賦課徴収条例第32条の6第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄付金」とあるのは、「寄付金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄付金とみなされるものを含む。）」とする。

津山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月10日提出

津山市長 谷 口 圭 三

津山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

津山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年津山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

津山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月10日提出

津山市長 谷 口 圭 三

津山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

津山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年津山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から当分の間、改正後の第23条（第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「掲示するとともに」とあるのは「掲示しなければならないほか」と、「供しなければ」とあるのは「供するよう努めなければ」とする。

議案第 8 号

津山市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

津山市長 谷 口 圭 三

津山市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定
資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

津山市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不
均一課税に関する条例（平成28年津山市条例第24号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

歴史的資源を活用した施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように制定する。

令和6年6月10日提出

津山市長 谷口圭三

歴史的資源を活用した施設の公共施設等運営権に係る実施方針に
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、地域の活性化及び観光の振興を目的とする施設（以下「施設」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鶴山館	津山市山下132番地
迎賓館	津山市山北628番地1
余芳閣	津山市山北628番地1
旧梶村家住宅	津山市東新町40番地

(民間事業者の選定の手続)

第2条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、施設の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

2 前項の規定により公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他市長が別に定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認めた者を選定事業者として選定する。

(1) 施設の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な運営等ができること。

(運営等の基準)

第3条 前条第1項の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、施設を、常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

2 施設の休館日、開館時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

(業務の範囲)

第4条 公共施設等運営権者は、地域の活性化及び観光振興に資する企画その他施設の運営等に関する業務を行う。

2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。

(利用料金)

第5条 施設の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の額は、施設の利用状況等を勘案して適正な額を公共施設等運営権者が定める。

2 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合には、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(公共施設等運営権の対価)

第6条 市長は、公共施設等運営権者から、法第20条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収する。

2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

津山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように
制定する。

令和6年6月10日提出

津山市長 谷口圭三

津山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、産業の振興により本市の過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された本市の区域をいう。）の活性化を図るため、法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって本市が定めるもの（以下「市町村計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。次条において同じ。）内において、市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。次条第2号において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。次条第1号において同じ。）（以下「適用事業」という。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその付属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の要件)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和9年3月31日までの間に、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号中欄又は第45条第3項の表の第1号中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号下欄又は第45条第3項の表の第1号下欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下この条において「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資

産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

（課税免除の期間）

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度とする。

（申請手続）

第4条 第2条の規定の適用を受けようとする者は、課税免除の適用を受けようとする年の1月1日現在における当該固定資産について、次に掲げる事項を記載した申請書を同年1月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 住所又は所在地

(2) 氏名又は名称及び代表者の氏名

(3) 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）

(4) 事業の種類

(5) 固定資産の種類、所在、取得価額及び取得年月日並びに土地にあつては地番、地目、地積及び家屋の着工予定年月日、家屋にあつてはその種類、構造、床面積、用途及びしゅん工年月日、償却資産にあつてはその種類、取得価額及び取得年月日

(6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

（変更の届出）

第5条 第2条の規定の適用を受けることとなった者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに市長に変更の届出をしなければならない。

(1) 前条の申請書の記載事項に変更があったとき。

(2) 適用事業を廃止し、又は休止したとき。

(課税免除の取消し)

第6条 市長は、第2条の規定により課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 適用事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。

(2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 正当な理由なく次条の規定による調査を拒み、又は妨げたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(報告及び調査)

第7条 市長は、第4条の規定による申請に係る事項その他この条例の施行に必要な事項について、報告を求め、又はその職員をして調査させることができる。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、津山市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年津山市条例第24号）又は津山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年津山市条例第21号）の規定による固定資産税の不均一課税又は課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(失効等)

2 この条例は、令和9年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前に第2条の規定の適用を受ける固定資産の取得があった場合における当該固定資産に係る固定資産税の課税免除については、この条例は、失効日以後も、なおその効力を有する。

(令和6年3月31日以前の課税免除に関する経過措置)

- 3 令和6年3月31日以前に津山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年津山市条例第30号）第1条に規定する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除については、同条例の失効後も、なお従前の例による。

（津山市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例及び津山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

- 4 次に掲げる条例の規定中「津山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年津山市条例第30号）」を「津山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和6年津山市条例第 号）」に改める。

- (1) 津山市地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年津山市条例第24号）第5条
- (2) 津山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年津山市条例第21号）第5条

業務委託契約について

公共施設脱炭素化パッケージ事業業務委託について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年津山市条例第 6 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 業 務 名 | 公共施設脱炭素化パッケージ事業業務委託 |
| 2 業 務 内 容 | 公共施設への脱炭素化設備の設置に係る調査、設置工事の施工、設置設備の維持管理等業務 |
| 3 契 約 金 額 | 190,143,510 円 |
| 4 委 託 期 間 | 議決の日から令和 16 年 3 月 31 日まで |
| 5 契約の相手方 | 岡山市北区北長瀬表町 2 丁目 17 番 80 号
大和リース株式会社 岡山支店
支店長 板倉 清 |

令和 6 年 6 月 10 日提出

津山市長 谷 口 圭 三

消防ポンプ自動車の購入について

津山市消防団が使用する消防ポンプ自動車を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年津山市条例第 6 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 購 入 物 件 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 購 入 数 量 | 1 台 |
| 3 | 購 入 機 種 | C D - I 型 |
| 4 | 購 入 価 格 | 2 2, 3 3 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 岡山市北区大供一丁目 6 番 3 号
株式会社岡山森田ポンプ
代表取締役 藤井 幹久 |

令和 6 年 6 月 1 0 日提出

津山市長 谷 口 圭 三

工事請負契約について

阿波保健福祉センター改修機械設備工事について、次のとおり契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年津山市条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 阿波保健福祉センター改修機械設備工事
- 2 工 事 場 所 津山市阿波地内
- 3 契 約 金 額 148,060,000円
- 4 工 期 議決の日から令和7年3月13日まで
- 5 契約の相手方 成好設備工業・高橋ポンプ設備工業
特定建設工事共同企業体
代表者 津山市山北621番地17
成好設備工業株式会社
代表取締役 安田 英祥

令和6年6月10日提出

津山市長 谷 口 圭 三

工事請負契約について

北陵中学校屋内運動場長寿命化改修建築工事について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年津山市条例第6号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 北陵中学校屋内運動場長寿命化改修建築工事
- 2 工 事 場 所 津山市大田地内
- 3 契 約 金 額 275,770,000円
- 4 工 期 議決の日から令和7年3月13日まで
- 5 契約の相手方 津山市横山399番地1
株式会社山本工務店
代表取締役 山本 幸治

令和6年6月10日提出

津山市長 谷 口 圭 三

市長が専決処分した「津山市税賦課徴収条例及び津山市都市計
画税条例の一部を改正する条例」について

津山市税賦課徴収条例及び津山市都市計画税条例の一部を改正する条例につ
いて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認
を求める。

令和6年6月10日提出

津山市長 谷口圭三

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

津山市長 谷 口 圭 三

津山市税賦課徴収条例及び津山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

津山市長 谷口圭三

津山市税賦課徴収条例及び津山市都市計画税条例の一部を改正する条例

(津山市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 津山市税賦課徴収条例(昭和30年津山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第48条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第68条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第68条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第133条の3第2項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必

要があると認める場合は、この限りでない。

第133条の3第3項中「によつて」を「により」に改める。

付則第5条の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第32条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第32条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第34条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第34条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

付則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

付則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第32条の3、第32条の5から第32条の8まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、前条及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第32条の6第2項、第45条の5第1項及び前条の規定の適用については、第32条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第45条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第39条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」

という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第38条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第38条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第38条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては無いものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては無いものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税

の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第45条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第45条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（付則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第45条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1

期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第45条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額は

ないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の

市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第45条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第45条の5第2項の規定により読み替えられた第45条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第45条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第45条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第32条の3、第32条の5から第32条の8まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、付則第7条の4及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第8条第2項中「前条」を「付則第7条の4」に改め、同条第3項中「第32条の8第1項」の次に「、付則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第32条の8第1項中」に、「とする」を「と、付則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第8条第2項及び」と、前条中「付則第7条の4及び」とあるのは「付則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

付則第10条の2中第14項を削り、第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

付則第10条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

付則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

付則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

付則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

付則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度

まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

付則第12条の3中「(令和3年法律第7号)附則第14条」を「(令和6年法律第4号)附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

付則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

付則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第16条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第16条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第17条第3項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第18条第5項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第20条第2項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第20条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 付則第7条の5及び付則第7条の8の規定の適用については、付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割

の額」とする。

(津山市都市計画税条例の一部改正)

第2条 津山市都市計画税条例(昭和40年津山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

付則第2項を削る。

付則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を付則第2項とし、付則第4項を付則第3項とする。

付則第5項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を付則第4項とする。

付則第6項中「令和4年度及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第7項中「第5項」を「第4項」に、「令和4年度及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第8項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項を付則第7項とする。

付則第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項を付則第8項とする。

付則第10項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を付則第9項とする。

付則第11項中「第5項及び第7項」を「第4項及び第6項」に、「第5項及び第8項」を「第4項及び第7項」に、「第6項、第8項及び第9項」を「第7項及び第8項」に、「第8項から第10項まで」を「第7項から第9項まで」に改め、同項を付則第10項とする。

付則第12項中「第31項から第35項まで、第38項、第39項、第4

3項若しくは第46項」を「第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第13項中「(令和3年法律第7号)附則第14条」を「(令和6年法律第4号)附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を付則第12項とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の津山市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び次条第2項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の津山市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。